## 〇国土交通省令第三十五号

及 び 航 第 空 法 項 並 昭 び 和 12 第 +七 百 年 + 法 七 律 条 第  $\mathcal{O}$ 百 兀  $\equiv$  $\mathcal{O}$ + -規 定 号) に 基 づ 第 き、 百三十二 航 空 法 条 施 第 行 規 項 則 第  $\mathcal{O}$ 号、 部 第 を 改 百 正 三 す + る 兀 省 条 令  $\mathcal{O}$ 三 を 次 第  $\mathcal{O}$ ょ 項

令和三年五月十日

う

に

定

め

る

国土交通大臣 赤羽

嘉

航 空 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 省 令

航

空

法

施

行

規

則

昭

和

+

七

年

運

輸

省

令

第

五.

+

六

号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

ĺ

改

正

す

る。

対 傍 規 象 線 定 次 規 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 付 傍 表 と 線 L に L た を ょ 付 り、 7 規 移 定 L た 動 改 し、 以 部 正 下 分 前 欄 改  $\mathcal{O}$ ょ 正 対 に う 後 象 掲 欄 規 に げ 定 改 る に 掲  $\Diamond$ 規 کے げ 定 る **\**\ 改  $\mathcal{O}$ う。 対 正 傍 象 線 前 規 欄 を 定 付 は、 及 で び 改 た 改 改 正 部 正 正 前 前 後 分 をこ 欄 欄 欄 に に に これ 掲 対 れ げ 応 12 に 順 る L 対 対 7 次 応 掲 象 対 す 規 げ 応 る 定 す る を そ る ŧ 改 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 正 標 正 掲 後 記 後 げ 欄 部 欄 て に 分 に 1 掲 に 掲 な げ げ る る 1 重

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

れ

を

加

え

る。

| 、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること(捜索、救助その他第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつてはに掲げる行為とする。 | 〜三 (略)   一〜三 (を)   ー〜三 (を)   一〜三 (を)   ー〜三 (を)   一〜三 (を)   一〜三 (を)   ー〜三 (を) (を)   ー〜三 (を) (を)   ー〜三 (を) (を)   ー〜三 (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) | 、<br>+ の<br>*** | 改 正 後 |
|--|--|-----------------|-------|
| 、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること。   | 〜三 (略)<br>  (新設)<br>  (新設)<br>  (新設)<br>  (新設)   | 、十の次大埜          | 改 正 前 |

| 2 (略)                            | 2 (略)                            |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 空域で行うこと。                         | での空域で行うこと。                       |
| 六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの  | 六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イからハま  |
| 二~五 (略)                          | 二~五(略)                           |
| から二百五十メートル以上の高さの空域               | から二百五十メートル以上の高さの空域               |
| 二 イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面   | ボ イからニまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面   |
| は                                | 表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域           |
| / イ及び口に掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又   |                                  |
| (新設)                             | 7 緊急用務空域                         |
| イ・ロ (略)                          | イ・ロ(略)                           |
|                                  | その他の緊急性がある場合におけるものを除く。)。         |
| 第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。        | 第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること(捜索、救助   |
| 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三  | 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三  |
| に掲げる行為とする。                       | に掲げる行為とする。                       |
| を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号  | を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号  |
| 第二百三十九条の三 法第百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響 | 第二百三十九条の三 法第百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響 |
|                                  |                                  |
| 2 (各)                            |                                  |
| 二~七 (略)                          |                                  |
| 百五十メートル以上の高さの空域                  | から百五十メートル以上の高さの空域                |
| 7 イ及び口に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から   | 二 イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面   |
| (新設)                             | N 緊急用務空域                         |
| イ・ロ (略)                          | イ・ロ (略)                          |
|                                  | の緊急性がある場合におけるものを除く。)。            |

附

則

令和三年六月一日から施行する。